

特定健康診査・特定保健指導

動 向

医療制度改革において、平成20年4月から施行された特定健康診査および特定保健指導は2年目を向かえた。特定健康診査の実施数は被保険者で113,288人。被扶養者で4,182人であった。また、契約形態でみると個別契約が112,904人。集合契約が4,566人であった。総人数は117,470人である。メタボリックシンドロームの判定結果でみると基準該当が16,118人(13.7%)、予備軍該当が14,311人(12.2%)、非該当が86,505人(73.6%)であった。特定保健指導については動機付け支援、積極的支援をあわせて775人を実施した。実施結果については、動機付け支援：男性60.6%、女性：56.4%、積極的支援：男性73.8%、女性：69.3%の方の体重の減少が見られた。腹囲については動機付け支援：男性54.6%、女性：57.7%、積極的支援：男性70.3%、女性：69.2%の方に減少が見られた。今年度の実績を踏まえ、より質の高いサービスを提供し、指導効果を高めていきたい。

特定健康診査

対 応

平成20年度から実施されている特定健康診査は、労働安全衛生法に基づく一般健康診断とは異なるため、特に以下の点について対応を行っている。

1. 受診票

約8割が労働安全衛生法に基づく一般健康診断とあわせて実施されるため、両方の健診に対応できる受診票を作成、この際、特定健診対象者のみに、定められた標準的な質問項目が出力される。

2. 結果通知書

一般健康診断とあわせて実施する受診者に対し、共通の個人結果通知書を作成し、特定健診受診者には診断等の欄に、特定健診実施に当たってのインフォメーションコメントを出力、裏面には特定健康診査の説明を印刷。また、特定健康診査の結果に必須の「メタボリックシンドローム判定」を出力し、要望に応じて「特定保健指導階層化レベル」の出力も可能である。

実施2年度目までの結果

総実施件数は約11万7千件と約1万件増加、一般健康診断との併用が多いことから、前年度に引き続き約96%が各医療保険者との個別契約であった。このうち前年同様、約8割が組合健保で、受診者のうち被保険者が約97%であった(表1～3)。メタボ判定では該当が男性では約18%、女性は約4%とほぼ変わらず、非該当は男性で約65%と微増、女性は約91%で昨年とほぼ同じであった(表4)。

該当者のうち最も多い組み合わせは多い順から腹囲+脂質+血糖(約44%)、腹囲+3項目(約32%)、腹囲+血糖+血糖(約16%)、腹囲+血糖+脂質(約7%)で、腹囲以外では前年度同様、血糖の寄与が最も大きいようであった。

保健指導の階層化では積極的支援が男性約19%と微減、女性は昨年同様約3%が該当者であった(表5)。

このうち血糖、脂質、血糖のメタボ項目のみによ

る該当者は約75%と微増、メタボ項目のみでは該当しないが、喫煙習慣があることにより、積極的支援の該当者となったのは約25%と微減であった。改善意欲および利用意思結果では全体では約30%で「改善するつもりはない」の回答で、「改善するつもり(6ヶ月以内)」とあわせると約67%で、比較的積極的に生活改善する意思のある受診者は全体の1/3程度で前年度とほぼ同じ割合で、今後の特定保健指導による健康意識の変容が望まれる結果となった。

特定保健指導

平成20年4月、医療保険者による「特定健診・特定保健指導」が開始された。当協会では、平成19年からモデル事業を実施し、アウトソーシング機関として、体制を整備し、保健指導サービスの質の保証を確保し進めてきた。従来の保健相談事業を活かし、保険者・事業場・健康管理スタッフとの連携をするだけでなく、複数のプログラムと実施方法により、保険者・事業場の特徴や要望に応じ、参加しやすく途中終了を防止するよう努めた。また、当協会内においては、関係部署との連絡調整や情報の共有を図り、質の高いサービス提供を目指し協働した。

1. 特定保健指導事業

平成20年度特定保健指導は、初年度ということから開始時期が遅れる傾向があり、すべての対象者が最終評価を終えるまでに約2年間を要した。初回面接実施は、積極的支援110人、動機付け支援411人で最終評価まで完全に実施したのは、積極的支援97人(脱落率11.8%)、動機付け支援340人であった。(表3-1)計測値変化では、体重・腹囲ともに減少者の割合は、積極的支援で約7割、動機付け支援で約5割が減少した。生活習慣が改善したと感じた者の割合は、食習慣では積極的支援で約9割、動機付け支援で約6割が改善を感じ、運動習慣では積極的支援で約7割、動機付け支援で約5割となった。(表3-2.3.4)特定保健指導の参加者からは、体感変化を喜ぶ言動が聴かれている。

平成21年度特定保健指導は支援の途中であるが、契約は34団体、初回面接実施数775人と約1.5倍増となっている。実施形態では、新たにグループ支援型を加えた実施展開をしている。

20年度に保険者からの要望で実施した、動機付け支援を実施する事業場看護職への支援技術提供については、21年度も継続実施をした。新たな実施者への技術提供に加え、継続支援についての技術提供を行い、積極的支援を協会保健師が担当して、連携をしていった。

2. 保健指導サービスの品質管理への取り組み

信頼できる保健指導サービスの提供を目指してきたが、平成21年8月に保健指導品質管理委員会を立ち上げ特定保健指導事業から品質管理に取り組み。

*「保健指導サービスの質の管理」取り組み経験
<http://ohc.med.uoeh-u.ac.jp/hokenshidouHP/jitsumusha100427/case/index.html>

関係の集計表は123頁に掲載